

建築面積 3 (高い開放性)

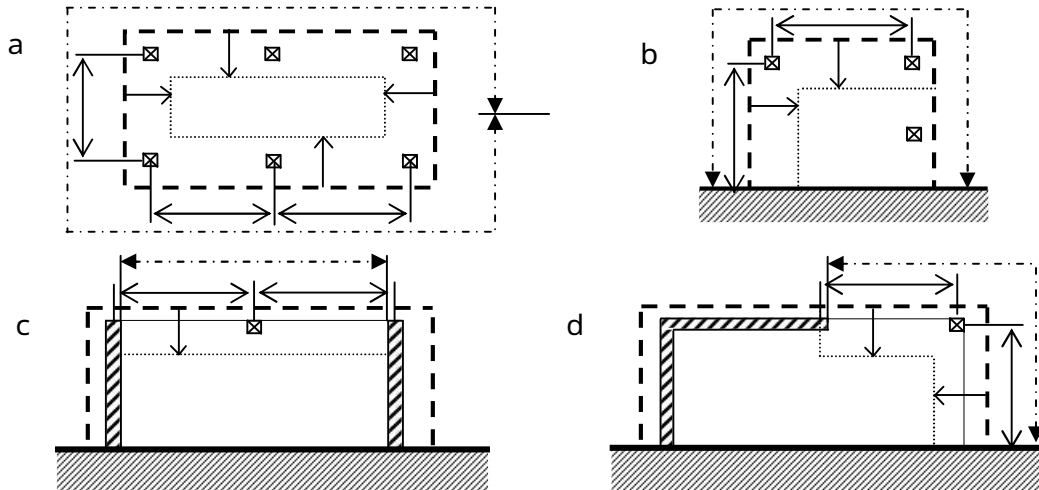
(関係条文)

令 2 条 1 項 2 号 ・ 告示平 5 建告 1437

高い開放性を有すると認めて指定する構造 (次の ~ の規定を全てみたすもの)

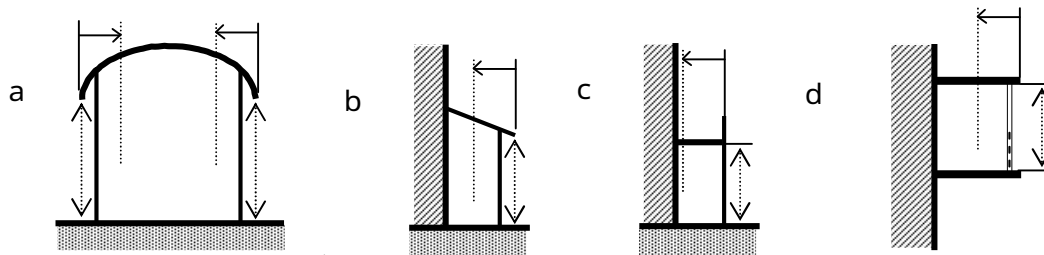
平面の構造

外壁を有しない部分が連続して 4m 以上であること 柱の間隔が 2m 以上であること

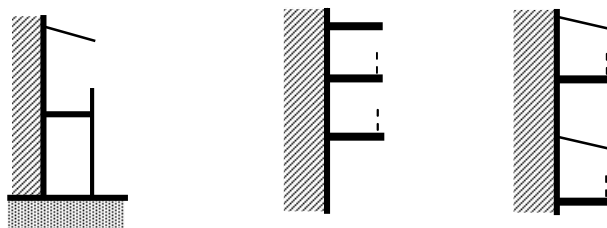


断面の構造

天井の高さが 2.1m 以上であること 地階を除く階数が 1 であること



ただし次のようなものは階数が 1 ではない



凡例

◀---▶; 外壁を有しない 4m 以上の部分 (転落防止の為の開放性の高い縦格子タイプの手摺 (上部が 1.1m かつ 1/2 以上の開放があること) 以外は開放された空間、)

←→ ; 2m 以上の柱の間隔

☒ || ; 柱 --- ; 軒等の先端 ↓ ; 軒等の先端より 1m 後退した線

▨ ▨ ▨ ; 壁等 ▨ ▨ ; 地盤 ◊ ; 2.1m 以上の天井の高さ

⋮ ; 開放性の高い縦格子タイプの手摺

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01